

高額な外来診療を受ける皆さまへ

国民健康保険にご加入の方

これまでの高額療養費制度では、入院される方については、「認定証」などの提示により、窓口での支払いを自己負担限度額にとどめることが可能でしたが、外来診療では窓口負担が自己負担限度額を超えた場合、いったんその額をお支払いいただき、後日、高額療養費の申請をし、支給を行っておりました。

平成24年4月1日からは、外来診療についても「認定証」などを提示すれば、自己負担限度額を超える分を窓口で支払う必要はなくなります。「認定証」は申請により交付となりますので、必要な方は保険福祉課で手続きをお願いします。



※窓口支払の上限額（月当たり）は、所得に応じて異なります。

病院・薬局の窓口に提示する「認定証」など		
診療を受ける方	提示するもの	事前手続き
●70歳未満の方 ●70歳以上の非課税世帯等の方	「限度額適用認定証」又は 「限度額適用・標準負担額減額認定証」	交付手続きが必要です
●70歳以上75歳未満の方で非課税世帯等ではない方	「高齢受給者証」	必要ありません

※「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」「高齢受給者証」は被保険者証と一緒に提示してください。提示しない場合は、通常の自己負担となります。

「認定証」などを提示しても、高額療養費の申請手続きが必要となる場合があります！

- ・同一月で複数の病院・薬局支払分を合算して高額療養費に該当した場合
- ・同一月で同じ病院の入院分と外来分を合算して高額療養費に該当した場合など

問い合わせ先 保険福祉課 TEL 377-5659

後期高齢者医療制度にご加入の方

後期高齢者医療制度にご加入の方も平成24年4月1日からは、高額な外来診療を受けたとき、限度額適用認定証等を提示すれば、ひと月の医療機関等の窓口での支払が一定の金額にとどめられます。

なお、住民税非課税世帯等の方は、事前に医療保険者から限度額適用認定証等の交付を受ける必要があります。

問い合わせ先 三重県後期高齢者医療広域連合事業課
高額療養費に関すること TEL 059-221-6884
限度額適用認定証に関すること TEL 059-221-6883
保険福祉課 TEL 377-5659